万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条　郵便物の所属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1　条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バーレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、ナイジェリア、ニュージーランド、ウガンダ、パプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2　条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3　条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4　条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5　条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6　オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7　エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条　料金

1　オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第三条　盲人用郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1　インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2　フランスは、自国の規則に従うことを条件として、盲人用郵便物に関する条約第七条の規定を適用する。

3　ブラジルは、条約第七条3の規定にかかわらず、自国の法令に従い、差出人及び受取人が盲人又は盲人のための機関の郵便物についてのみ、盲人用郵便物とみなす権利を留保する。これらの条件を満たさない郵便物は、郵便料金支払の対象とする。

4　ニュージーランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

5　フィンランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、大会議によって採択された同条の定義に基づく盲人用郵便物であって外国に宛て差し出されるものについて内国制度における料金を徴収することができる。

6　カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

7　アイスランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

8　オーストラリアは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

9　ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第四条　郵便切手

1　オーストラリア、グレートブリテン、マレーシア及びニュージーランドは、条約第八条7の規定にかかわらず、郵便物を処理する自国の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業体と事前に合意した場合にのみ処理する。

第五条　基礎業務

1　オーストラリアは、条約第十三条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2　条約第十三条2.4の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテンについては、適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3　カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十三条2.4の規定にかかわらず、自国宛ての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第六条　受取通知

1　カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十五条3.3の規定を小包について適用しないことができる。

第七条　通常郵便に関する禁制

1　レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2　サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く。）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。

3　ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十八条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

4　ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。

5　ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6　イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。